

(要領様式第 1 号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4 上伊地環第 181 号

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日

長野県上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	株式会社大島グリーン開発 代表取締役 大島 寛二 長野県伊那市前原 7318 番地 2				
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物収集運搬業の変更許可				
条例 第 42 条	① 廃棄物の処理施設の設置の 場所	伊那市西春近 5984, 5986 番地			
	② 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設			
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○積替保管する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	産業廃棄物積替保管施設 面積：5 2 m <sup>2</sup> 保管量の上限：4 0 m <sup>3</sup>			
	⑤ 変更の概要(変更許可等の場 合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 収集運搬(積替保管を 含む。)する産業廃棄物 の種類 廃プラスチック類、木く ず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及</td><td>1 収集運搬(積替保管を除 く。)する産業廃棄物の種 類 廃プラスチック類、木く ず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及</td></tr></tbody></table>	新	旧	1 収集運搬(積替保管を 含む。)する産業廃棄物 の種類 廃プラスチック類、木く ず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及
新	旧				
1 収集運搬(積替保管を 含む。)する産業廃棄物 の種類 廃プラスチック類、木く ず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及	1 収集運搬(積替保管を除 く。)する産業廃棄物の種 類 廃プラスチック類、木く ず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及				

		び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	⑩対象周辺地域の範囲	伊那市西春近表木区	
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊那市長</li> <li>・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者</li> <li>・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者</li> </ul>	
	⑫事業計画書(見解書)の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 伊那市前原 7318 番地 2 株式会社大島グリーン開発 (期間) 事業計画協議終了まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (時間) 午前 10 時～午後 4 時	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 4 年 10 月 29 日 (土) 午後 7 時から (場所) 伊那市西春近 6939 番地 表木区公民館	
関係 図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和 5 年 9 月 5 日 (火) ～令和 5 年 10 月 5 日 (木) まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 43 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15 号	提出期限 令和 5 年 10 月 5 日 (木) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井 3497 番地 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

**注) 意見提出にあたっての留意事項**

- 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。